

シンポジウム 海洋国家日本の経済安全保障戦略 その1
～日本経済を支える国際海上輸送ネットワーク
の戦略的確保に向けて～

地政学リスクと船舶保険ビジネス

2026年6月26日

TMI総合法律事務所
参与 久保 治郎



I. はじめに

- **広義の船舶保険**には、大きく分けると、主に財産保険（一部賠償責任のカバーあり）として機能する**狭義の船舶保険**と各種賠償責任をカバーする**船主責任保険**（いわゆる**P&I保険**）の2種類がある。
前者は主として民間の損害保険会社によって引き受けられ、後者は主として船主責任相互保険組合によって引き受けられている。
- 船社にとって高価な資産である船舶を狭義の船舶保険の付保なしに運航すること、油濁賠償など高額な賠償責任を負担するリスクのある中P&I保険の付保なしに運航することは、想定し得ない。
船舶保険は海運を支える**制度的インフラ**という機能を果たしている。
- 1992年民事責任条約などのIMO船主責任条約は**船主責任保険に関する強制保険制度**を規定。P&I保険の付保のない船舶の運航は不可能。
船舶保険が運航の**制度的前提条件**となっている一例。

I. はじめに

- 外航船舶向けの船舶保険や外航貨物海上保険は、国際情勢による**地政学リスク（経済制裁を含む）**の影響を非常に受け易い。
- 国家間の武力衝突，地域間紛争，暴動，海賊行為，テロ行為等の勃発や状況変化－ **保険引受け・既存保険契約の継続の可否の問題あるいは保険料水準の変動**などを招来。
- 経済制裁・経済制裁ギャップ－ **元受保険の前提条件となる再保険キャパシティ確保への影響**。

Ⅱ．戦争リスクと船舶保険

1. 船舶戦争保険のカバー範囲

- 武力紛争，兵器等を使用した威嚇行為，海賊行為，暴動，テロ行為等の事象は，「**戦争リスク**」および「**ストライキリスク**」と呼ばれる。座礁・衝突等の通常の危険は，「**海上リスク**」と呼ばれる。
- **戦争リスク・ストライキリスク**は，海上リスクと異なり，「**大数の法則**」に馴染み難い。
- **戦争リスク・ストライキリスク**は，海上リスクに関する保険とは別個の保険契約として引き受けられる。

Ⅱ．戦争リスクと船舶保険

1. 船舶戦争保険のカバー範囲

(1) 担保危険 ※通常の海上に危険に関する船舶保険における免責危険

船舶戦争保険特別約款（2021年1月1日改正）

第1条（保険金をお支払いする場合）

- ①戦争，内乱その他の変乱
- ②水雷，爆弾その他爆発物として使用される兵器の爆発またはこれらの物との接触
- ③公権力によるものであると否とを問わず，拿捕，捕獲，抑留，押収または没収
- ④海賊行為
- ⑤ストライキ，ロックアウトその他の争議行為または争議行為参加者のそれに付随する行
- ⑥テロリストその他政治的動機または害意をもって行動する者の行為
- ⑦暴動，政治的または社会的騒擾じょうその他類似の事態

(2) てん補の範囲

- (a) 海上リスクに関する船舶保険と同様－「全損」，「修繕費」，「救助費・損害防止費用」，「共同海損分担額」，「衝突損害賠償金」，「その他船主責任損害」（船舶戦争保険特別約款1条2項）
- (b) 推定全損の特例（船舶戦争保険特別約款3条）
 - 拿捕，捕獲，抑留，押収または没収され，継続して12か月間解放されなかった場合
 - 港，運河，湾，その他の水域が戦争，内乱その他の変乱または国防行為により封鎖された結果、被保険船舶がその水域内に継続して12か月間閉じ込められ，かつ，その間、使用および処分の自由が失われた場合

Ⅱ．戦争リスクと船舶保険

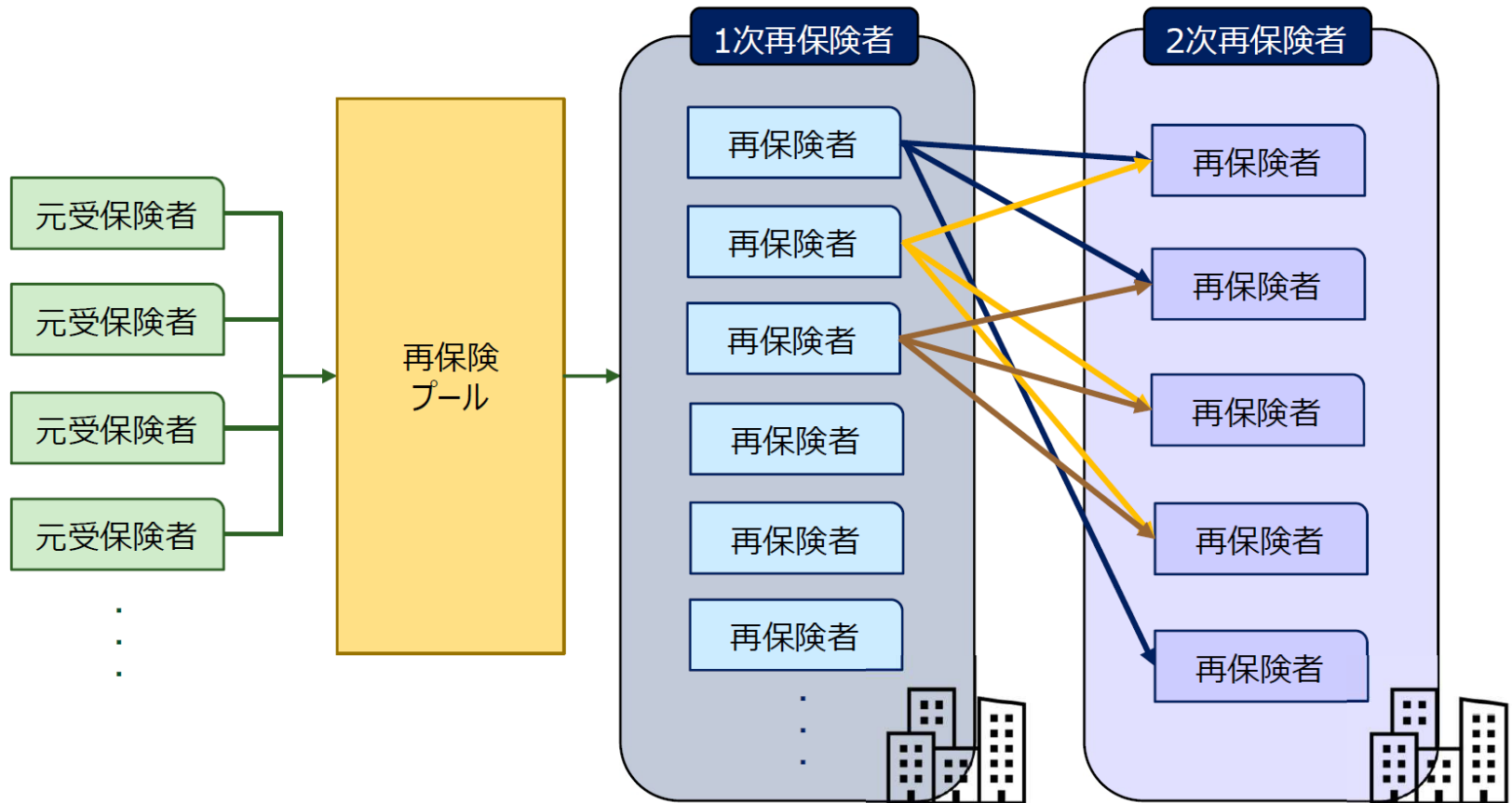
2. わが国における船舶戦争保険ビジネス

- 船舶戦争保険の引受は戦前から民間の損害保険会社が実施。
- 第1次・第2次大戦時，戦時海上保険補償法（1914年），戦時海上再保険法（1917年），損害保険国営再保険法（1940年）等によって国家が直接または間接に損害を補償する制度が存続。
- 第2次大戦後，船舶戦争保険の引受は中断。
- 1950年6月以降朝鮮戦争勃発とともに船舶戦争保険の需要が順次増加。同年12月に船舶戦争保険特別約款を制定し，一貫性をもった戦争保険の引受再開。
- 1980年9月に勃発したイラン・イラク戦争中，長期間にわたる戦争保険料の高騰。
- 日本船主協会からわが国損害保険業界に対して「船舶戦争保険の安定的な引受スキーム立ち上げ」の緊急要望。
- 1981年4月，船舶戦争保険再保険プール設立（1996年，日本船舶再保険プールへ統合）。
- 海外再保険市場からの再保険カバーの調達を合理的・効率的に行うため，海外共同出再機能をビルトイン（次頁の図ご参照）。
- 戦争リスクは政治的な要素があり，海外再保険者とわが国保険者とで国益も異なり，常に利害が一致するわけではなく，さらにリスク評価の相違によって海外再保険キャパシティは俄かに消失してしまう事態が生じ得る。

Ⅱ．戦争リスクと船舶保険

2. わが国における船舶戦争保険ビジネス

＜わが国船舶戦争保険の再保険スキーム図＞



Ⅱ．戦争リスクと船舶保険

3. 船舶戦争保険の引受上の特質

(1)航路定限と保険料

- ✓ 平時のリスク状態と判定される「**一般世界水域**」
- ✓ 戦争リスクが高まっていると判定される「**除外水域**」—状況に応じた割増保険料の適用。
割増保険料の変化・除外水域の変更の可能性あり。
- ✓ 除外水域への入航のタイミングに関する条件—「**Call**」 通常は48時間
除外水域内での滞在制限日数に関する条件—「**Stay**」 通常は7日または14日
- ✓ 特にリスクレベルが高い除外水域への航行に適用する割増保険料等については、**元受け保険者は、都度、再保険者に照会が必要。**
- ✓ 最新の船舶戦争保険の航路定限に関する約款および除外水域地図については、損害保険各社のHPご参照。
 - https://www.tokiomarinenichido.co.jp/hojin/marine_site/senpaku/senso/jyogai_suiiki.html
 - <https://www.ms-ins.com/business/hull/war/listedarea.html>
 - <https://www.sompojapan.co.jp/hinsurance/risk/ship/vesselwar/kourouteigen/>

Ⅱ．戦争リスクと船舶保険

3. 船舶戦争保険の引受上の特質

(2)保険契約の「解除」および「自動終了」

大規模戦争の場合、船舶の被る損害の規模・累積は民間保険業者では負担しきれない。

保険業界が商業ベースで且つ継続的に戦争保険カバーを提供するための制度。

(a)解除

- ✓ 保険契約締結後、当初予測しなかった事態が発生した場合、**7日前**の予告によって予告期間満了後、契約解除が可能。
- ✓ 2023年4月以降、英国、米国、フランス、ロシアおよび中国の**5大国のいずれかが関与する場合**、予告期間は**72時間**に短縮。

(b)自動終了

次のいずれかに該当する事由が生じた場合、保険契約は自動的に終了する。

- (i) 5大国のうちいずれかの間の戦争（宣戦の前後、有無を問わない）の発生
- (ii) 日本国または外国の公権力による被保険船舶の強制使用

Ⅲ．経済制裁リスクと船舶保険

1．経済制裁と船舶保険の関係

- 外航船舶向けの船舶保険ビジネス－戦争保険のみならず、海上危険を担保する保険も含めた船舶保険ビジネス－は、海上輸送を通じて国際的な商取引に関与するため、国際連合、EU、米国、英国、わが国政府等による経済制裁の影響を受け易い。
- 具体的には、経済制裁によって、元受保険の引受、その前提条件となる再保険キャパシティの確保、保険事故への対応、保険金の支払いに大きな影響が生じ得る。

Ⅲ．経済制裁リスクと船舶保険

2. 経済制裁ギャップがもたらす問題

- 元受保険者と再保険者に適用される経済制裁の有無・内容の違い（**経済制裁ギャップ**）によって、**元受保険者による保険引受にあたり再保険の調達が困難となる事態**が生じ得る（再保険キャパシティ不足）。
- EUによる対イラン経済制裁（2012年）
イラン産石油輸出入に関わる海上保険の提供を禁止（域外適用はなし）。
- ✓ **船主責任保険（P&I保険）**
1992年民事責任条約で付保義務が規定された油濁損害に関する責任限度額を填補する責任保険の提供が不可能となる可能性。
2012年6月、「**特定タンカーに係る特定賠償義務履行担保契約等に関する特別措置法**」（いわゆる**イラン産原油輸送タンカー特措法**）を制定。
- ✓ **財産保険**
イラン産石油の海上輸送に係る船舶保険・貨物保険について**再保険をEUの保険市場に依存しない前提で必要な引受キャパシティを確保**。
ペルシャ湾内での集積損害回避のため、石油業界と海運業界が連携して、**原油タンカーの配船調整を行う等、業界連携によって保険引受スキームを構築**。

Ⅲ．経済制裁リスクと船舶保険

2. 経済制裁ギャップがもたらす問題

- 保険期間中の経済制裁の変容によって、「元受保険者は有責，再保険者は無責」，すなわち**元受保険金の支払い後に再保険金の回収が不可能という元受保険者にとって「受忍し難い事態」が生じ得る。**
- わが国をはじめ，EU，米国，英国以外の地域・諸国に所在する商業保険者にとって，EU，米国，英国所在の再保険者に出再する場合において，**経済制裁ギャップによって生じる問題は共通の課題。**

ご清聴頂きまして、有難うございました。